



国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所 ☎0282 (22) 4131

平成30年度の 年金額について

厚生労働省は平成29年平均の全国消費者物価指数を踏まえ、平成30年度の年金額を平成29年度から据え置きとなることを発表しました。老齢基礎年金の年金額（月額）は、下表のとおり（40年間納付した満額の場合）です。

※厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42・8万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準になります。

なお、受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。

	平成30年度年金額 (月額)
国民年金 (老齢基礎年金：一人分)	64,941円
厚生年金 (夫婦二人分の基礎年金を含む標準的な年金額※)	221,277円

国民年金保険料について

平成30年度の国民年金保険料は、月額16,340円となります。

毎月の保険料は、日本年金機構から4月の下旬に送られてくる「納付書」で、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアで納付できます。なお、納付期限は翌月末になります。納付期限を過ぎた場合であっても納付期限から2年以内であれば納付することができます。



※納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができなくなります。平成30年9月末までは「後納制度」を利用して過去5年前まで遡って納付することができます。「後納制度」を利用するためには別途申し込みが必要です。

また、金融機関での口座振替納付やクレジットカードによる納付、Pay-easy（ペイジー）による納付も可能です。（市役所で納付することはできません。）

「年金マメ知識」

○年金手帳の再交付について
年金手帳の紛失や破損をしたときは、被保険者または被保険者であった人が所定の手続き先へ申請することで、再交付を受けることができます。

1. 国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業・農業・学生・無職の方等で、左記の2と3に該当しない方）、または任意加入被保険者の手続き先
住所地の市区町村役場
2. お勤めされている方で、厚生年金保険の被保険者の手続き先
勤務する事業所または事業所の所在地を管轄する年金事務所
3. 厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方（国民年金第3号被保険者）の手続き先
配偶者の勤務する事業所または事業所の所在地を管轄する年金事務所
（郵送の場合は事務センターでも可）

前納でお得！

保険料は前納制度を利用するとお得です。

お得な前納制度

納付方法	納付書で納付する場合の納付額・割引額等
毎月納付	16,340円（毎月納付書で納める場合、割引はなし）
6か月前納 平成30年4月～9月分 平成30年10月～平成31年3月分	97,240円（毎月納める場合より800円の割引） ※4月～9月分は4月末日、10月～3月分は10月末日が納付期限です。
1年前納 平成30年4月～平成31年3月分	192,600円（毎月納める場合より3,480円の割引） ※4月末日が納付期限です。
2年前納 平成30年4月～平成32年3月分	378,580円（毎月納める場合より14,420円の割引） ※4月末日が納付期限です。 ※2年前納を希望する場合は、年金事務所への申し出が必要です。